

保護者様

岩槻高等学校長 関根 憲夫

新型コロナウイルス感染症にかかる5月8日以降の本校の対応について

日頃より本校の新型コロナウイルス感染症の対策について、御理解、御協力をいただき感謝申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症へ移行されました。

文部科学省では、衛生管理マニュアルや学校保健安全法施行規則の改定を行うこととしており、県においても、学校における対応案について取りまとめたところです。

つきましては、本校におきましても下記のとおり対応することといたしますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

なお、御不明な点や心配なことがありましたら、担当まで御連絡ください。

記

1 生徒の出席停止期間について

(1) 陽性者（有症状）

「発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」

(2) 陽性者（無症状）

「陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで」

(3) 体調不良者（医師等から登校を控えるよう指示された者）

「学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで」

2 臨時休業（学級閉鎖）の目安について

「同一学級において、陽性者が発生し、かつ、体調不良者が合わせて15～20%以上いる場合に、学校医の意見を参考にして、学級閉鎖を措置します。期間は5日間程度を目安とします」

3 部活動の活動停止について

「陽性者の発生人数に応じた一律の活動停止措置は行わない」

ただし、部活動内で感染が拡大し、集団感染の恐れがある場合は、活動停止する場合があります

問い合わせ先
教頭 持田 貴嘉
電話 048-798-7171